

発議第14号

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年5月25日提出

提出者

流山市議会議員 中川 弘

賛成者

| | |
|---------|----------|
| 流山市議会議員 | 野村 誠 |
| // | 石原 修治 |
| // | おだぎり たかし |

提案理由 流山市議会議員の改選による会派構成の変更に伴い、流山市議会委員会条例の一部を改正するものである。

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例

流山市議会委員会条例（昭和42年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月25日から適用する。